

学校感染症です

『登校許可書』が必要です！！

感染症登校許可基準

(川崎市医師会統一の登校停止期間)

	病名	登校停止期間
1	インフルエンザ(様疾患 〈流行時に限る〉)	解熱後2日まで
2	百日せき	発病後2週間以上治療し、特有の「せき」が軽快するまで
3	麻疹	解熱後3日、せき・発疹が軽快するまで
4	風疹	発疹が消退するまで
5	水とう・帯状疱疹	全発疹が痂皮化するまで
6	流行性耳下腺炎	耳下腺などの腫脹が消失するまで
7	溶蓮菌感染症	主要症状が消失するまで
8	咽頭結膜熱	発熱・咽頭及び結膜の発赤消失2日まで
9	流行性角結膜熱	目の充血・異物感が消失するまで
#	急性出血性結膜炎	目の充血・異物感が消失するまで

文書料 500円「登校許可書」

※ その他の感染症で、学校長が出席停止扱いと認めた場合は、

許可証明書が必要となるが、原則は上記疾患のみが対象

